

# 真岡市国民保護計画

平成24年2月修正

真岡市

# 目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	市の事務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	5
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	8
1	武力攻撃事態	8
2	緊急処理事態	8
第2編	平素からの備えや予防	9
第1章	組織・体制の整備等	9
第1	市における組織・体制の整備	9
1	市の各部課室における平素の業務	9
2	市職員の参集基準等	9
3	消防機関の体制	11
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	11
第2	関係機関との連携体制の整備	12
1	基本的考え方	12
2	県との連携	12
3	近接市町との連携	13
4	指定公共機関等との連携	13
5	ボランティア団体等に対する支援	14
第3	通信の確保	14
第4	情報収集・提供等の体制整備	14
1	基本的考え方	15
2	警報等の伝達に必要な準備	16
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	17
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	18
第5	研修及び訓練	18
1	研修	18
2	訓練	19

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	20
1	避難に関する基本的事項	20
2	避難実施要領のパターンの作成	20
3	救援に関する基本的事項	21
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	21
5	避難施設の指定への協力	21
6	生活関連等施設の把握等	21
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	23
1	市における備蓄	23
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	23
第4章	国民保護に関する啓発	25
1	国民保護措置に関する啓発	25
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	25
第3編	武力攻撃事態等への対処	26
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	26
1	事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	26
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	27
第2章	市対策本部の設置等	28
1	市対策本部の設置	28
2	通信の確保	30
第3章	関係機関相互の連携	32
1	国・県の対策本部との連携	32
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	32
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	33
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	33
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	34
6	市の行う応援等	34
7	ボランティア団体等に対する支援等	34
8	住民への協力要請	35
第4章	警報及び避難の指示等	36
第1	警報の伝達等	36
1	警報の内容の伝達等	36
2	警報の内容の伝達方法	36
3	緊急通報の伝達及び通知	37
第2	避難住民の誘導等	37
1	避難の指示の通知・伝達	37
2	避難実施要領の策定	38
3	避難住民の誘導	39
第5章	救援	44

1	救援の実施	44
2	関係機関との連携	44
3	救援の内容	45
<b>第6章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	<b>46</b>
1	安否情報の収集	46
2	県に対する報告	46
3	安否情報の照会に対する回答	46
4	日本赤十字社に対する協力	48
<b>第7章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>48</b>
<b>第1</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	48
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	48
2	武力攻撃災害の兆候の通報	48
<b>第2</b>	<b>応急措置等</b>	49
1	退避の指示	49
2	警戒区域の設定	49
3	応急公用負担等	50
4	消防に関する措置等	51
<b>第3</b>	<b>生活関連等施設における災害への対処等</b>	52
1	生活関連等施設の安全確保	52
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	53
<b>第4</b>	<b>NBC攻撃による災害への対処</b>	54
1	NBC攻撃による災害への対処	54
<b>第8章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	<b>57</b>
<b>第9章</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	<b>58</b>
1	保健衛生の確保	58
2	廃棄物の処理	58
<b>第10章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	<b>60</b>
1	生活関連物資等の価格安定	60
2	避難住民等の生活安定等	60
3	生活基盤等の確保	60
<b>第11章</b>	<b>特殊標章等の交付及び管理</b>	<b>61</b>
<b>第4編</b>	<b>復旧等</b>	<b>63</b>
<b>第1章</b>	<b>応急の復旧</b>	63
1	基本的考え方	63
2	公共的施設の応急の復旧	63
<b>第2章</b>	<b>武力攻撃災害の復旧</b>	64
<b>第3章</b>	<b>国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	65
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	65
2	損失補償及び損害補償	65

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 5

**第5編 緊急対処事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 6**

1 緊急対処事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 6

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達・・・・・・・・・・・・ 6 6

**資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 7**

1 国民保護関係機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 7

2 真岡市国民保護協議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 4

3 真岡市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例・・・・ 7 5

4 真岡市内避難所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 6